中村公認会計士事務所

〒336-0001

埼玉県浦和市常盤1-5-22-803

TEL 048-834-1598

FAX 048-834-1594

春号 第1号 (法人様向け)

2000年3月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

平成12年度税制改正のPOINT

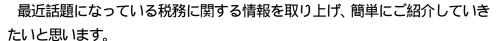
- ・特定情報通信機器の 1 即時償却制度
- ・中小企業の貸倒引当 2 金特例の廃止
- ・ソフトウエアの資産 3 区分
- ・有価証券に時価評価 4 導入
- ・青色申告特別控除額 5 の引き上げ

6

創刊の言葉

冬の寒さも一段落し春ももう間近といったこの頃です が、皆様はいかがでしょうか。

私どもの事務所を皆様にもっと身近な存在として感じてほしいと願い、この季刊誌の発行を思い立ちました。



これが1号で終わることのないように頑張って発行していくつもりでおります。 御要望 御不満等ございましたらご遠慮なさらずにご意見を伺わせてください。

よろしくお願いいたします。

公認会計士 中村元彦 公認会計士 中村友理香



·特定情報通信機器の即時償却制度 パソコン減税)

平成 13年 3月 31日までの間に取得価額 100万円未満の特定情報通信機器を取得し、事業の用に供した場合 (実際に使用開始した場合)には初年度において取得価額の全額の損金算入が認められます。

これは平成 11年 4月 1日から平成 12年 3月 31日までに取得 事業供用したものに適用するとして創設された制度ですが適用期限が 1年間延長されました。通常であればパソコンは6年間の耐用年数ですので、取得価額のうち 10%の残存価額を残した部分以外の金額を6年間で損金に算入することになるわけですが、この制度を利用すれば取得事業供用年度で取得価額の全額を損金に算入することが可能となります。

また平成 12年 4月 1日から 1 4年 3月 3 1日までに取得した不正アクセス防止設備 (例えばファイヤー・ウォール)については取得価額の 20% 特別償却のほか固定資産税の課税標準を最初の 5年間価格の 3分の 2 とするとされています。

この他中小企業者が一定の機械等を取得した場合に取得価額の7%の税額控除か取得価額の30%の特別償却の



適用を受けられる中小企業投資促進税制の適用も 13年 5月 31日までの間に取得ないしリースし、事業に供したものにすると 1年間延長されています。

・中小企業の貸倒引当金特例の廃止

資本金 1億円以下の中小企業は貸倒引当金繰入額をさらに 16%増しにして繰り入れるという措置が存在していましたが、この制度は平成 1 2年 3月 3 1日までに開始する事業年度までで廃止されることになりました。

・ソフトウエアの資産区分

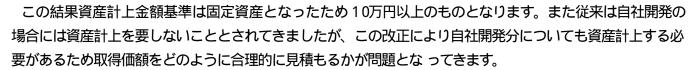
従来ソフトウエアは繰延資産として5年間で償却されることになっていましたが、 平成12年4月から資産区分は無形固定資産となり、その耐用年数は

複写して販売するための原本となるもの ~ 3年

開発研究用 ~ 3年

自社利用など上記以外のもの ~ 5年

となります。



・有価証券に時価評価導入

法人が事業年度末に有する有価証券については有価証券を1 売買目的」、2 満期保有目的」、償還期限 償還期日 償還金額があるもの)、3 それ以外」の3つに分け、1 は時価により事業年度末の評価を行い、2 は帳簿価額と償還金額との差額をその取得時から償還時までの期間に配分し、益金または損金の額に算入することになります。3 については従来通り取得価額のまま据え置きとなります。

何をもって1とか2とかと判断するのかが問題となりますが、法律案によると ・売買目的 "とは 短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券として政令で定めるもの」となっており、その政令は3月の末か4月の初めにでるものと思われます。

詳細が分かり次第順次皆様にお伝えしていきたいと思います

・青色申告特別控除額の引き上げ

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者については青色申告控除額が55万円と従来より10万円アップされます。ただし簡易な簿記の方法によっている者に対しては現行通りの45万円となっています。



*記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ なごい。

